

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第114号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年10月30日 15時30分ごろ	
発生場所	愛媛県北方燧灘	
事故等調査の経過	平成21年4月20日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 ^{まるしん}丸進丸、498トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134869、松江海運有限会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	主機潤滑油ポンプのギヤ及びケーシング異常摩耗	
事故等の経過	本船は、燧灘を航行中、平成20年10月30日15時30分ごろ、主機潤滑油圧力が低下したので、予備潤滑油ポンプを運転しながら、愛媛県三島川之江港に入港した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、故障して停止した状態の燃料清浄機を修理しないまま主機の運転を続けたため、燃焼不良となって潤滑油の性状が劣化し、潤滑油ポンプのギヤ及びケーシングが異常摩耗した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、燃料清浄機を使用せずに主機の運転を続けたため、燃焼不良により潤滑油が汚損劣化し、潤滑油ポンプのギヤ及びケーシングが異常摩耗したことにより発生した可能性があると考えられる。	